

老認発0903第1号  
令和2年9月3日

都道府県  
各 介護保険主管部（局）長 殿  
指定都市

厚生労働省老健局  
認知症施策・地域介護推進課長  
（公印省略）

「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の一部改正について

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するためには、認知症の本人やその家族が身近な地域で相談することができ、各々の状況に応じた適切な地域の社会資源を活用して、保健医療・介護等に関するお困りごと等に対応できるようにすることが必要である。

このため、地域包括支援センターや認知症疾患医療センターを含めた認知症に関する相談窓口を地域ごとに整備し、ホームページ等を活用した窓口へのアクセス手段についても総合的に整備することが重要である。

こうした観点から、令和元年6月に認知症施策推進関係閣僚会議においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）では、「広報紙やホームページ等により、認知症に関する相談窓口の周知を行っている市町村100%」、「厚生労働省ホームページに全市町村の認知症に関する相談窓口へのリンクを掲載」、「認知症の相談窓口について、関係者の認知度2割増加、住民の認知度1割増加」といった2025年に向けた「KPI／目標」を掲げ、認知症に関する相談窓口の周知を図っているところである。

こうした取組をさらに推進するため、今般、「認知症に関する相談窓口」に関する情報について、既に全国に定着している「介護サービス情報の公表」制度を活用し、介護サービス情報や生活関連情報等と一体的に集約した上で、広く情報発信していくこととしたので、各都道府県、指定都市におかれては、管内市町村とも連携の上、積極的な情報の公表に努められたい。

これに伴い、「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平成18年3月31日付け老振発第0331007号厚生労働省老健局振興課長通知）を別紙のとおり改正することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、適正な事務処理を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として発出するものである。